

# スマホ訪問サポート利用規約

## 第1条（規約の適用）

株式会社秋田ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）は、この「スマホ訪問サポート利用規約」（以下「本規約」といいます。）によりスマートフォンに関する設定の訪問サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

## 第2条（本サービスの内容および本規約の変更）

当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、あらかじめ当社が適当と判断する方法により本サービスを利用している個人または法人（以下「加入者」といいます。）に通知し、又は周知することにより、本サービスまたは本規約の内容の全部若しくは一部を変更できるものとし、この場合、変更日以降は変更後の本規約が適用されるものとし、

- （1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- （2）本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性 その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

## 第3条（本サービスの内容）

当社の提供する CNA インターネットサービス、CNA モバイルサービス等当社が加入者に提供する通信サービス（以下「基本サービス」といいます。）の契約者で、本規約に基づき契約を交わした加入者に対し、訪問サポートの際に係る費用について、通常料金より割引を行うものです。

## 第4条（利用契約の申し込み要件）

- 1 本サービスの契約の申し込みは、基本サービスを契約している方で、かつ本サービスの加入申込書、もしくは当社ホームページの申込フォームに記載するご契約者情報が基本サービスの申込書に記載されたご契約者情報と同じである方に限られます。
- 2 基本サービスの利用を一時停止している方（料金の滞納を含む）は、本サービスの契約を申し込むことができません。
- 3 基本サービスの利用開始前に本サービスの申込はできません。

## 第5条(利用契約の単位と契約期間)

- 1 利用契約の締結は1世帯(事業所、店舗等も同様とします)ごとに行います。
- 2 契約期間は、利用契約が成立した月から6ヶ月間とします。ただし、契約期間満了の14日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示がない場合には、引き続き、6ヶ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

## 第6条(利用契約の申し込み)

- 1 申込者は、本規約を承諾の上、当社所定の方法で次の事項を明示して申し込むものとします。
  - (1) 申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
  - (2) その他必要事項
- 2 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
- 3 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

## 第7条(利用契約の成立)

利用契約は、当社が申込者の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、基本サービスへの加入に係る設置工事が発生する場合は、基本サービスを利用するための機器が設置された時に成立するものとします。

## 第8条(申し込みの承諾)

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申し込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 申込者が本規約に違反するおそれがある場合
  - (2) 申し込み内容に虚偽の記載がある場合
  - (3) サービスの提供が著しく困難である場合
  - (4) その他、利用契約の締結が不相当と認められる場合
- 2 前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しない場合、当社は申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

## 第9条(加入申込書記載事項の変更)

加入者は、基本サービスにおいて加入申込書に記載した契約名義、住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などを変更し、当社がそれを承諾した場合、本サービスの契約事項も同様に変更されるものとします。

## 第 10 条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、当社が承諾する名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 第 11 条（本サービス提供の一時停止）

- 1 加入者が利用中の全ての基本サービスが一時停止になった場合、本サービスも一時停止となるものとします。
- 2 一時停止期間中に第 22 条（本作業の料金）で定める料金が発生した場合は、本サービスを利用できません。
- 3 当社は、第 23 条（加入者の支払い義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。

## 第 12 条（当社が行う本サービス提供の停止）

- 1 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
  - （1）第 23 条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等の支払いを怠った場合
  - （2）第 4 条（利用契約の申し込み要件）に定める条件を満たさなくなった場合
  - （3）申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - （4）その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
- 2 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社所定の方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合には、通知しないでサービスの提供を停止することがあります。

## 第 13 条（当社が行う本サービス提供の休止）

- 1 当社は、本サービスの提供が困難であると判断した場合には、本サービスの提供を休止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に加入者に対し、その理由および休止の始期ならびにその期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、緊急やむを得ない場合には、告知しないでサービスの提供を休止することがあります。

## 第 14 条（サービスの停止または休止の場合の料金の取扱い）

第 12 条と第 13 条の場合の第 21 条（月額利用料金）の取扱いは、停止または休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払いは要しないものとします。

## 第 15 条（加入者が行う利用契約の解除）

- 1 加入者は利用契約を解除することができます。その場合、加入者は解除希望日の 14 日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。また、利用契約が成立した月から 6 ヶ月以内に解除する場合、加入者は違約金として別表 2 に定める料金を支払うものとします。なお、第 11 条（本サービス提供の一時停止）で定める一時停止期間は、上記の「6 ヶ月」に算入しないものとします。
- 2 当社が前項による申し出を受領した場合は、加入者が申し出た解除希望日を、当該契約解除日として取り扱います。また、当該契約解除日を本サービスの利用終了日と定めません。
- 3 加入者が利用中の全ての基本サービスの契約を解除する場合、本サービスの契約も解除するものとします。

## 第 16 条（当社が行う利用契約の解除）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 5 条利用契約の単位と契約期間第 2 項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
  - （1）第 12 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - （2）第 4 条（利用契約の申し込み要件）に定める条件を満たさなくなった場合
- 2 当社は、加入者が第 12 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
- 3 当社は、前 2 項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合には、通知しないで契約を解除することがあります。
- 4 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約を解除した日を本サービスの利用終了日と定めます。

## 第 17 条（加入者による事前準備）

加入者は、当社が本作業を行うために必要な準備を予め行うものとします。

## 第 18 条（本作業の完了）

- 1 加入者は、本作業にかかわる作業の終了後、当社作業員立ち会いのもと、速やかに当該作業内容について確認を行うものとします。なお、加入者は当該確認に際し、当社作業員による本作業の提供上生じたと認められる損傷を発見した場合は、直ちに当社に申告するものとします。
- 2 加入者は、前項による確認終了後、当社所定の作業報告書に署名するものとします。
- 3 本作業の完了日は、前項に定める作業報告書に署名した日とします。

## 第 19 条（本作業完了後の対応）

本作業の完了後、当社の責めによる作業内容の不備が明らかになった場合、当社は次のとおり対応するものとします。

- （1）当社が加入者に販売または貸与した機器または付属品については、別途定めるとおりとします。
- （2）訪問サポート時の作業については、当社が認める場合に限り、前条第 3 項に定める本作業の完了日から起算して 6 ヶ月以内に申告されたものに対して、無償で対応するものとします。

## 第 20 条（本作業の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本作業に着手したか否かにかかわらず、本作業の提供を中止することができるものとします。

- （1）第 17 条（加入者による事前準備）に定める事前準備が行われていない等、当社作業員が本作業に着手できない、または本作業を継続できないと認められる相当の事由がある場合（ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。）
- （2）加入者宅または加入者宅内において、物品に損傷を与える可能性が高い作業を行う必要が生じた場合

## 第 21 条（月額利用料金）

本サービスの月額利用料金は、別表 1 に定めるとおりとします。

## 第 22 条（本作業の料金）

本サービスの加入者は、本作業に対して、別表 3 に掲げる通常価格から割引を受けることができます。

## 第 23 条（加入者の支払い義務）

- 1 加入者は、当該月に本作業の提供を受けたか否かにかかわらず第 21 条(月額利用料金)で規定する料金を、また、当該月に本作業の提供を受けた場合には第 22 条（本作業の料金）で規定する料金を当社に支払う義務を負うものとします。
- 2 月額利用料金の支払い義務は、第 7 条（利用契約の成立）に規定する利用契約の成立した日に発生するものとします。なお、月額利用料金の日割り計算による精算は行わないものとします。
- 3 本作業の料金の支払い義務は、第 18 条（本作業の完了）第 3 項に規定する本作業の完了日に発生するものとします。

## 第 24 条（料金等の請求時期および支払期日等）

- 1 当社は、料金等を、支払期限を定めて加入者に請求します。
- 2 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。

## 第 25 条（遅延損害金）

加入者が期日までに料金等の支払いができなかった場合、遅延期間につき年率 14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第 26 条（個人情報）

- 1 当社は加入者の個人情報について、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 2 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「プライバシーポリシー」において公表するものとします。

## 第 27 条（無保証）

当社は、本サービスの提供をもって、加入者による基本サービスの利用を保証するものではありません。また、本サービスを完了できない場合においても、本サービスにより発生した費用については、加入者に負担していただく場合があります。

## 第 28 条（免責事項）

当社は、次の各号に該当する損害について、一切の責任を負わないものとします

- （1）第 12 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 13 条（当社が行う本サービス提供の休止）、および第 29 条（本サービスの廃止）の規定により生じた損害
- （2）所有機器に保存されているデータの消失、毀損、改変等により生じた損害
- （3）天災、事変、その他当社の責に帰することができない事由により生じた損害
- （4）本作業を完了できなかったことにより生じた損害

## 第 29 条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
- 2 前項の場合、当社は加入者に対し、本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社所定の方法によりその旨を告知します。

## 第 30 条（合意管轄）

本規約により生じる解釈・履行その他一切の紛争等については、管轄裁判所を秋田簡易裁判所または秋田地方裁判所とします。

## 第 31 条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

■別表 1 月額料金

本サービスの月額利用料金	
月額利用料金 (CNA モバイル未利用者)	1,650 円/世帯
月額利用料金 (CNA モバイル利用者)	990 円/世帯

※価格は、全て税込表示となります。

※既に本サービスを利用中の CNA モバイル未利用者が利用者となった場合の料金の適用は、CNA モバイル開通の翌月となります。

※既に本サービスを利用中の CNA モバイル利用者が未利用者となった場合の料金の適用は、CNA モバイル解約の翌月となります。

■別表 2 違約金

本サービスを最低利用期間内に解約する場合の違約金	
違約金 (CNA モバイル未利用者)	残月数×1,650 円
違約金 (CNA モバイル利用者)	残月数×990 円

※価格は、全て税込表示となります。

※違約金は解約月時点での月額利用料金の残月数分を請求いたします。

■別表 3 スマホ訪問サポート作業一覧

	作業項目	作業内容	通常価格
1	データ移行	電話帳や写真など、端末内のデータの移行作業	5,500 円
2	OS アップデート	Android OS、iOS のアップデート作業	5,500 円
3	電子決済アプリ設定	電子決済アプリの利用開始設定作業	4,400 円
4	メール設定	各メールアドレスの端末への初期設定作業	4,400 円
5	LINE 設定	LINE 初期設定、機種変更時の引き継ぎ作業	3,300 円
6	ゲームアプリ設定	ゲームアプリ初期設定、機種変更時の引き継ぎ作業	3,300 円
7	その他アプリ設定	各アプリ初期設定、機種変更時の引き継ぎ作業	3,300 円
8	スマホ通信設定	モバイル通信 APN 設定、既存ルーターとスマホの Wi-Fi 接続、各端末との Bluetooth での接続設定作業	3,300 円
9	アカウント作成	Google アカウント、Apple ID などのアカウント作成作業	3,300 円
10	各種 SNS 設定	各種 SNS の初期設定作業	3,300 円
11	基本操作案内	ご利用中のスマートフォンの操作方法案内	3,300 円
12	アプリ利用設定	各種アプリの利用方法の操作案内	3,300 円
13	その他作業	ご要望の軽微の作業	3,300 円

※価格は、全て税込表示となります。

※各 ID・パスワードの管理はお客様ご自身でお願いいたします。

※対象は、全てスマートフォン 1 台となります。端末や OS の対応状況によっては作業対象外

となる場合がございます。

※著作権侵害にかかわる内容については、私的使用に関わらず一切の作業をお断り

いたします。(著作権・肖像権侵害に関わる作業、違法ダウンロード・アップロード

のかかわる作業、著作権の複製など)

※作業時間の目安は、1時間以内とさせていただきます。

附則

- (1) 本規約は、令和5年12月1日より施行します。
- (2) 消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、本規約の各条項により負担する料金等が発生する日の属する月のものが適用されるものとします。